

## 懲戒処分について

- 1 被処分者 熊本市立小学校教頭（男性・51歳）
- 2 処分内容 停職（3月）
- 3 処分事由 地方公務員法第29条第1項第1号（法令違反）及び第3号（一般非行）
- 4 処分発令日 令和7年（2025年）1月24日
- 5 事実の概要
  - ・被処分者は、令和6年（2024年）11月22日午後7時30分頃から翌23日午前1時前まで熊本市中央区の飲食店で飲酒後、同区の自宅に帰宅する目的で市民会館シアーズホーム夢ホール前からレンタル自転車を使用した。そして、帰宅途中の同日午前1時過ぎ、パトカーで巡回中の警察官に声をかけられ、酒気帯び運転（0.4mg/l）で摘発された。
  - ・これにより、被処分者は、令和6年（2024年）12月25日付けで熊本簡易裁判所から罰金10万円の略式命令を受けた。
- 6 関係者の処分 なし

### 【参考】懲戒処分の指針【抜粋】

#### 第2 標準例

##### 1 交通事故・交通法規違反関係

###### (1) 飲酒運転

###### イ 酒気帯び運転

(ア) 酒気帯び運転による人身事故を起こした職員は、免職とする。

(イ) (ア)以外の場合で、酒気帯び運転をした職員は、免職又は停職とする。この場合において、物の損壊に係る交通事故を起こして必要な措置を講じなかった職員は、免職とする。

問合せ先  
熊本市教育委員会事務局教職員課  
TEL：328-2720  
課長：上村 清敬